

全L協事業元第37号
令和元年6月19日

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

消費税の軽減税率制度等について（お知らせ）

令和元年10月1日より消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されることに伴い、国税庁等のホームページにその内容が掲載されておりますので、お知らせいたします。

また、令和元年10月1日前からメーターによりLPガスを継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定することについては、旧税率（8%）が適用されることとなっております。（別紙1、2参照）

さらに、独立行政法人中小企業整備機構のホームページに軽減税率制度の実施に伴う軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジや券売機の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等に要する経費の一部補助をすることにより導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度）について、掲載されておりますので、ご利用の際は、以下に問合せをお願いいたします。

記

◎国税庁ホームページ（消費税の軽減税率制度）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

◎税務署が開催する消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

◎独立行政法人 中小企業基盤整備機構（軽減税率対策補助金）問合せ先

中小企業整備機構ホームページで公開しているメーカーや販売店等の協力による代理申請等が利用可能です。

<https://kzt-hojo.jp/>

以上

（発信手段：Eメール）

（担当：総務部 瀬谷（孝）、片岡 事業推進部 笠間、岩田）

平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国 税 庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

I 消費税率等の引上げについて

平成31年（2019年）10月1日（以下「31年施行日」といいます。）から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度*が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区 分	適用開始日	現 行	平成31年（2019年）10月1日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

II 平成31年（2019年）10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下「課税仕入れ等」といいます。）に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%（軽減対象資産の譲渡等については、8%）の税率（以下「新税率」といいます。）が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日（平成31年（2019年）9月30日）までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率（8%）が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

III 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、裏面をご覧ください。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率（8%）が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率（10%）により仕入税額控除を行うことはできません。

内容	適用関係
<p>① 旅客運賃等</p> <p>31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの</p>	<p>26年施行日 (H26.4.1) 31年施行日 (H31.10.1)</p> <p>対価受領 入場等</p>
<p>② 電気料金等</p> <p>継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの</p>	<p>継続供給 H31.10.31</p> <p>権利確定</p>
<p>③ 請負工事等</p> <p>26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	<p>26年指定日 (H25.10.1) 31年指定日 (H31.4.1)</p> <p>契約 譲渡等</p>
<p>④ 資産の貸付け</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け</p>	<p>契約 貸付け</p>
<p>⑤ 指定役務の提供</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供</p> <p>* 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	<p>契約 指定役務</p>
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等</p> <p>31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	<p>契約 対価受領 定期供給</p>
<p>⑦ 特定新聞</p> <p>不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	<p>指定発売日 譲渡</p>
<p>⑧ 通信販売</p> <p>通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	<p>31年指定日 (H31.4.1)</p> <p>条件提示 申込 譲渡</p>
<p>⑨ 有料老人ホーム</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	<p>26年指定日 (H25.10.1)</p> <p>契約 介護サービス</p>
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等</p> <p>家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含まれます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの</p>	<p>対価受領 再商品化等</p>

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

国税庁消費税室 平成31年（2019年）10月1日以降に行われる資産の譲渡等に適用される消費税等に関する経過措置の取扱いQ & A 抜粋

（「継続的に供給等することを約する契約」の意義）

問12 「継続的に供給し、又は提供することを約する契約」とは、具体的にどのようなものをいうのですか。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）前から継続して供給し、又は提供する電気、ガス、水道水及び電気通信役務等で、31年施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（平成31年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては当該確定したもののうち一定部分に限ります。）については、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5②、16①）。

ここでいう「継続的に供給し、又は提供することを約する契約」とは、電気、ガス、水道水の供給等を不特定多数の者に対して継続して行うために定められた供給規定等に基づく条件により、長期間にわたって継続して供給等することを約するものをいい、例えば、プロパンガスの供給契約で、ボンベに取り付けられた内容量メーターにより使用量を把握し、料金が確定するものも含まれます（31年経過措置通達5）。

（「支払を受ける権利の確定」の意義）

問13 「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、具体的にどのようなものをいうのですか。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）前から継続して供給し、又は提供する電気、ガス、水道水及び電気通信役務等で、31年施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（平成31年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては当該確定したもののうち一定部分に限ります。）については、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5②、16①）。

ここでいう「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、例えば、電気、ガス、水道水等の使用量を計量するために設けられた電力量計その他の計量器を定期的に検針その他これに類する行為により確認する方法により、一定期間における使用量を把握し、これに基づき料金が確定するものをいいます（31年経過措置通達6）。